

## 平成27年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 平成27年6月10日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 平成27年6月10日 午前8時56分 委員長宣告

### 4. 審査事項

#### 審査事件名

議案第39号 平成27年度可児市一般会計補正予算(第1号)について

#### 報告事項

1. 新地方公営企業会計における水道事業の利益処分について

#### 協議事項

次期議会への引き継ぎ事項について

### 5. 出席委員 (17名)

委員長	伊藤 壽	副委員長	板津 博之
委員	林 則夫	委員	可児 慶志
委員	亀谷 光	委員	富田 牧子
委員	伊藤 健二	委員	小川 富貴
委員	中村 悟	委員	山根 一男
委員	野呂 和久	委員	天羽 良明
委員	川合 敏己	委員	澤野 伸
委員	山田 喜弘	委員	勝野 正規
委員	出口 忠雄		

### 6. 欠席委員 なし

### 7. その他出席した者

議長 川上文浩

### 8. 説明のため出席した者の職氏名

企画部長	佐藤 誠	観光経済部長	牛江 宏
市民部長	莊加 淳夫	健康福祉部長	西田 清美
水道部長	三好 英隆	教育委員会事務局長	高木 美和
健康福祉部参事	井上 さよ子	財政課長	酒向 博英
観光交流課長	坪内 豊	産業振興課長	桜井 孝治
人づくり課長	川合 俊	高齢福祉課長	伊左次 敏宏

健康増進課長 井 藤 裕 司  
学校教育課長 梅 村 高 志

上下水道料金課長 小 栗 正 好  
都市整備課長 佐 合 清 吾

9 . 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 吉 田 隆 司  
議会事務局  
議 書 記 熊 澤 秀 彦

議会事務局  
議 書 総 務 課 長 松 倉 良 典  
議会事務局  
議 書 記 村 田 陽 子

委員長（伊藤 壽君） それでは皆さん、おはようございます。

ただいまから予算決算委員会を開催させていただきます。

皆様にお伝えいたします。

4月の定期異動後の委員会となりますが、挨拶はほかの常任委員会で行いますので、御承知おきください。

出席委員も定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を開会いたします。これより議事に入ります。

議案第39号 平成27年度可児市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

発言される方は挙手をして委員長の許可を得てから発言をしてください。

それでは、執行部の説明を求めます。

財政課長（酒向博英君） それでは、よろしくお願いいたします。

可児市一般会計補正予算書について御説明を申し上げます。

私からは、補正予算の歳入を中心に御説明をさせていただきます。

資料番号2の平成27年度可児市一般会計補正予算書をお願いいたします。

1ページをお願いします。

平成27年度可児市一般会計補正予算（第1号）でございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を286億1,600万円とするものです。

第2条として、債務負担行為の変更を行うものです。

5ページをお願いします。

歳入の事項別明細書でございます。

上から、県支出金は450万円の増額、繰入金は650万円の増額、諸収入は500万円の増額でございます。

続きまして、6ページをお願いします。

それぞれの事項の増減理由について御説明いたします。

最初に、款15県支出金、項2県補助金です。民生費県補助金の350万円の増額は、地域での支え合い活動支援事業費補助金で、介護サービス事業者が制度外サービスを提供するために施設整備を行うことに対する補助金です。

衛生費県補助金57万3,000円の増額は、地域少子化対策強化交付金で、妊娠期からの切れ目のない子育て支援の一環として実施するシンポジウム等に対する補助金です。

農林水産業費県補助金10万円の増額は、農業経営法人化等支援事業補助金で、県の交付要綱の改正に伴うものでございます。

教育費県補助金32万7,000円の増額は、森と木と水の環境教育推進事業費補助金で、南帷子小学校が実施する自然体験学習に対する補助金です。

次に、款18繰入金、項1基金繰入金です。財政調整基金繰入金650万円の増額は、今回の

補正予算の財源調整を行うものでございます。

次に、款20諸収入、項5雑入です。雑入500万円の増額は、公益財団法人可児市文化芸術振興財団が実施する事業に対する一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金の交付決定に伴うものでございます。

歳出を飛びまして、9ページをお願いします。

債務負担行為の変更の内容について御説明を申し上げます。

今回の変更は、可児駅自由通路整備事業負担金につきまして、平成27年度以降の支出予定額を当初の6億2,600万円に800万円を増額し、6億3,400万円といたします。これは、JR東海から提示された最新の概算事業費に基づき、JR東海との事業実施に関する協定を締結するために債務負担行為の金額を変更するものでございます。

以上、歳入及び債務負担行為の補正の概要について御説明をさせていただきました。

歳出の補正内容につきましては、各担当課長から御説明を申し上げます。以上です。  
高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 資料ナンバー3番の6月補正予算の概要の1ページのほうをごらんください。

私からは、款3民生費について説明をさせていただきます。

款3民生費、項1社会福祉費の中にあります在宅福祉事業において、700万円の増額補正をお願いするものです。内容につきましては、歳入で今説明をいただきましたように、民生費県補助金において増額補正をお願いしました岐阜県の地域での支え合い活動支援事業費補助金350万円の歳入を受けまして、支出する新たな補助金700万円を追加するものです。

この補助金は、介護保険事業所など公的サービスの事業者が、公的制度では提供できない、いわゆる制度外サービスを提供するための拠点を整備し、地域住民と連携し、制度外サービスを提供する場合に、その整備費に対して交付するもので、岐阜県がこの4月に制度を新設されたことに対応したものです。

市としましても、介護保険サービスなどの公的サービスに加えて、地域の中でいろいろなサービスをふやしていくことが必要であると考えておりまして、予算計上をお願いするものでございます。

補助割合は、県、市、事業者がそれぞれ3分の1ずつで、事業費の上限は1,050万円となっています。

今回の補正額といたしましては、1事業者分の上限額について増額補正をお願いするものです。以上です。

健康増進課長（井藤裕司君） 款4衛生費の目3保健指導費の母子健康教育事業ですが、補正前予算額467万1,000円に対し、57万3,000円を増額するものです。

これは、地域における少子化対策の強化を目的とする国の平成26年度補正予算に関連した交付金の活用について、昨年度実施しました安心子育て等啓発事業をさらに発展させるものとして、今年度は映画上映と写真展、子育てシンポジウムの開催を申請したところ、これが認められたことによるものです。

この事業の内容としては、不安の多い妊娠期や出産後にかかわりのある助産師と連携して、命の大切さや家族について考える「うまれる ずっと、いっしょ」という映画の上映と生命の誕生の喜びや生命の誕生を取り巻く家族の姿などを撮影した写真の展示、母親が孤立せず、安心して子育てをするために、地域ではどのように見守り、支援ができるのかを考える機会とする子育てシンポジウムなどを予定しております。

なお、特定財源として、この事業を実施するために必要な映像借上料や会場使用料など、経費の10分の10を県が補助するものでございます。以上です。

産業振興課長（桜井孝治君） 款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費中の農業経営法人化等支援事業補助金についてでございます。

この補助金につきましては、農業経営を法人にした場合の経費負担を軽減するために交付される全額県補助充当の定額補助金でございます。

当初予算に40万円計上済みではございますが、昨年度末に県の補助金交付要綱が一部改正され、補助金が40万円から50万円と10万円引き上げられたために、市の予算を歳入歳出とも10万円補正計上するものでございます。以上です。

観光交流課長（坪内 豊君） 款7商工費、項1商工費、目3観光費の中の花フェスタ2015ぎふ推進事業でございます。

花フェスタ2015ぎふ実行委員会に対する負担金の300万円の増額でございます。

花フェスタ2015ぎふに魅力を上げるために、ナイトローズガーデンなどの内容の充実が図られております。開催地といたしまして、その経費の一部を負担するものでございます。

300万円の金額の根拠といたしましては、花フェスタ2015ぎふ実行委員会として、4月以降追加になった経費約3,800万円の1割弱ということでございます。

ナイトローズガーデンの費用としましては、花火、それからこよみのよぶね、美濃和紙あかりアート、付随しましてシャトルバスの運行など、こういった経費がございます。以上です。

学校教育課長（梅村高志君） 款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費、小学校教育振興一般経費でございます。

これは、県林政部が実施しております緑と水の子ども会議プロジェクトに南帷子小学校が2月に応募し、5月に認められました。この事業は清流の国ぎふづくりを進めることを通して、自然体験活動や環境教育に取り組む学校を支援するものです。平成27年度当初予算策定スケジュールにのらなかったため、6月補正予算にて対応することになりました。

内訳は、講師料12万6,000円、消耗品費6万1,000円、バス借上料14万円でございます。

なお、全額、特定財源として小学校費県補助金32万7,000円が充当されます。以上です。

人づくり課長（川合 俊君） 同じく款10、項5の社会教育費、目3の文化振興費の文化芸術振興財団活動事業補助金の500万円でございますが、これは一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を特定財源といたしまして、公益財団法人可児市文化芸術振興財団が実施する大型市民参加事業「オーケストラで踊ろう！ 展示会の絵」に対して補助をするも

のでございます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、これより議案第39号に対する質疑を行います。

委員（富田牧子君） 老人福祉費のところですが、先ほどこれについては、公的介護サービスの制度外で施設を整備するというふうにおっしゃいました。どのような施設の整備が考えられるのか。それから、地域住民と連携するというお話もありましたけど、その制度外の何か施設を整備したときに、どのように地域住民と連携するのか。

それで、1事業所だというふうにお話がありましたけど、もう具体的にどこかという、そういうふうなめどは立っているのでしょうか。以上です。

高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 今回のこの県補助金の内容でございますが、介護保険サービス事業所とか、障害福祉サービスの事業所ということで、対象は介護保険サービスに限定しているわけではございません。そういったところがこういった活動をということになりますと、例えば触れ合いサロンのようなものがありますとか、助け合い、生活支援のサービス、あるいは宅老所という老人特定だけではなくて、子供と一緒にというようなことを含めて宅老所というようなものを運営なさるような場合に、その拠点づくりに対して助成をするものです。

それから、3点目で御質問のありましたどの事業所という固定がされたものがあるのかということですが、今時点ではこの事業所というところの特定はございません。先ほど申し上げましたような事業所に対しまして、こういった事業の今年度の予定があるのか、そういったところを今聞き取りしているところでございます。

それから、申しわけございません、2点目ですが、地域とのかかわりのところでございますが、先ほど申し上げましたような事業内容につきまして、ボランティアというような形で事業に参画をしていただくといったところが地域とのかかわりといったところになってこようかというふうに考えております。

委員（富田牧子君） どこということはまだ今から調査というか、希望をするということで、どこというか、その対象はどれくらいあるわけですか。公的介護サービスを行っているところに対して、こういうふうなことはやりませんかという、多分調査になると思うんですけど、対象はどれくらいですか。

高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 事業者に対してこういった制度が始まりますということで御案内をさせていただいた事業所数として、全体で73件、市内の事業所の方にお声かけをさせていただいております。

委員（山根一男君） 今の富田委員に関連しまして、今1社とおっしゃいましたけれども、それだけありましたら複数でもいいんではないかと今一瞬思ったんですけども、具体的にどのような、今説明はされましたけれども、1社に絞って700万円というのはどういう理由なんですか。

高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 最終的な結果が2つ、3つということの可能性はあると思います。ただ、今回の補正額は上限額でお願いしておりますので、1事業者が上限に達する

のかどうか、またそのあたりもございますので、内容を見ながら、あるいはまた県の補助金の総枠がございますので、そちらとの兼ね合いもあって1市町村1事業ぐらいなのかなあとこのところで予算計上をさせていただきました。

委員（伊藤健二君） 今の質問の関連で続きですが、今山根委員が言われたとおりで1社の予定で700万円、ただしそれは上限だというふうでしたが、そもそも700万円の算出根拠、あるいは何かを特定した事業を想定して、こういうものはこれぐらいかかるという見込み、予想額があって、それを持ってきた金額なのか。内容との連動はあるのかなのか、その点についてお願いします。

高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 金額の根拠につきましては、県の補助金の上限が350万円となっております、1事業につきということですが。同額を市が助成するというので、350万円と350万円を足したら700万円、事業費の上限ということで予算化をさせていただいておまして、個々にこういった事業に対して事業費を積み上げてという金額ではございません。

委員（富田牧子君） 先ほど宅老所や触れ合いサロンというお話がありましたけど、これは今度要支援1と2の人が介護保険から排除されるわけですけど、そういう人たちを集めてこういうことをやってほしいという、そういう内容ですか。

高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 介護保険の地域支援事業が今度改変されてということですが、もちろんその受け入れ先として、その事業者が該当の事業を実施していただければありがたいというふうに考えておりますが、その事業をやらないとこの事業の対象にならないという条件的なものではございません。

委員（小川富貴君） 最初の質問では、県が350万円、市が350万円、事業者が350万円ということで、事業者も350万円を負担できる力がなければならないということですが、要するに、事業所でいろんなサービスをするものを350万円の中にカウントした形で入れることが可能だという制度ですか。

高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 事業者の350万円につきましては、事業者の自己負担ということがございますので、それが公的サービスの中で蓄えられたものということになってこようかと思えます。

委員（小川富貴君） ごめんなさい、公的サービスの中で蓄えられたものについて、もう少し説明していただけますか。

高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 蓄えという、ちょっと表現が適切ではなかったのかもしれませんが、事業者の自己負担で350万円を捻出をしていただくという意味合いでございます。

健康福祉部長（西田清美君） ただいまの高齢福祉課長の答弁にちょっと補足をさせていただきますと、この補助金はその施設整備に対する補助金であって、その活動内容の部分はまた別の形ということになってくると思えます。以上でございます。

委員（伊藤健二君） 債務負担行為、補正予算書の9ページですが、1つは協定締結に向けての債務負担の修正だという説明がありました。それで、3点お聞きします。

1つは、JR東海との協議は基本完了をしたかという点です。

2つ目、言いかえると、負担金額は確定的になっているのかということです。

3つ目は、今の2つ目の問題から派生して、この補正額という800万円は、ほぼ確定とみなしてよろしいのでしょうか。

都市整備課長（佐合清吾君） 協議につきましては、随時JR東海と進めておりまして、最終段階の工事の仮協定という形で詰めるところまで来ております。

その協定の中には、当然事業費というものを記入するということになりますので、額については最終の提示額、6億5,000万円プラス800万円ということで、6億5,800万円ということで協議のほうは進んでおります。負担金についても、今申したとおりの値段になっております。

補正額につきましては、御存じのように昨今の資材の高騰とか、労務単価の高騰によりまして、事業費については流動的なところが当然ございますし、この事業につきましては平成27年度、今年度が実施設計、平成28年、29年、30年と長期にかけまして工事を行うということでございますので、社会情勢の変化によっては変更になる可能性は秘めておるということでございます。以上でございます。

副委員長（板津博之君） 数字の確認ですけど、今の答弁で6億5,800万円という数字が出たかと思うんですけど、そこの説明だけもう一回確認です。

都市整備課長（佐合清吾君） 今年度予算が2,400万円つけていただいておりますので、それを合わせますと、全体事業費として6億5,800万円ということでございます。以上でございます。

副委員長（板津博之君） 花フェスタ2015ぎふ実行委員会の負担金の件ですけれども、先ほど全体の追加分として3,800万円ということで、そのうちの300万円を可児市が負担ということでよろしかったでしょうか。

観光交流課長（坪内 豊君） 3,800万円は実行委員会の経費、そのうちの300万円が可児市と、そういうことでございます。

副委員長（板津博之君） ちなみに、県の負担金はこのうち幾らになるのでしょうか。

観光交流課長（坪内 豊君） 残りの分を県が負担するということです。

委員長（伊藤 壽君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、以上で本件に対する質疑は終了いたします。

続いて討論を行います。ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論は終了いたします。

これより議案第39号 平成27年度可児市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第39号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

それではお諮りします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時23分

再開 午前9時24分

委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、報告事項、新地方公営企業会計における水道事業の利益処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

水道部長（三好英隆君） 皆さん、おはようございます。

水道部のほうから、今説明のありました利益処分についての報告でございます。

これは、地方公営企業法が昭和41年以来、約46年ぶりの大幅な改正が行われまして、今回、平成26年度予算と今年度の決算から適用されておりますので、改正で決算書の財務諸表に多大な影響がございます。

今回の報告につきましては、9月議会に決算認定とあわせて議案を提出するものでございますので、今回、基本的な説明をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

あとは担当の課長から説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

上下水道料金課長（小栗正好君） おはようございます。

それでは、早速でございますけれども、資料のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、新地方公営企業会計における水道事業の利益処分について御説明させていただきます。

これまでも制度改正については説明をさせていただいておるところでございますけれども、大きな制度改正でありますので、改めて少し説明をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

まず、概要についての説明でございますけれども、今回の地方公営企業会計制度の大きな改正に伴って、新会計基準が部長の説明したとおり、平成26年度の予算、決算から適用となっております。

この地方公営企業会計制度の見直しで、利益剰余金に現金を伴わない利益が発生し、老朽

施設の更新とか耐震化事業など、資本的収支不足額に充てる補填財源になるものとならないものが混在することになります。

したがって、この補填財源を整理、区分しておく必要があるため、利益剰余金の処分、並びに制度見直し後も残ったままとなっている資本剰余金の処分を検討していくということになります。

制度改正に伴い検討していく項目としましては、 番でございますけれども、非現金収益の長期前受け金戻入、平成26年度予算で3億8,000万円ほどございますが、この補助金等により取得した固定資産の減価償却制度の見直しがありまして、みなし償却制度というものが廃止されました。従来の会計基準でいいますと、国からの補助金など、地方公営企業の外部からの資金などを受けて固定資産を取得した場合は、その取得価格から、その補助金等などの金額を差し引いた額を帳簿の価格とみなして、減価償却できるという任意適用の制度がございました。これをみなし償却制度と言いますけれども、この制度を適用することで、原則的な会計処理をする場合と比べまして、減価償却費を低く抑えることが可能でございました。このみなし償却制度が廃止されまして、減価償却の財源として収受した補助金等は、資本剰余金から、一旦繰り延べ収益の長期前受け金として、負債の部に計上した上で後々の減価償却にあわせて、毎年、長期前受け金戻入という新しい勘定で収益化されるということで、ここで現金を伴わない収益が発生することになります。

イメージの図でありますように、左側の改正前のこれまでの収益的収支を見ていただきますと、減価償却、ピンクの部分でございますけれども、これは現金を伴わない費用であるため、その上の緑の利益とともに現金として残って、内部留保資金となって、これが資本的収支の不足額の補填財源となっていました。

今度の制度の見直し後の収益的収支では、右側の図にありますように、長期前受け金戻入という新しく収益として計上されることになりますけれども、これは現金の裏づけのない利益ということになります。この長期前受け金戻入の調整をどうしていくかというのが1点。

次に、 の移行処理時に発生した未処分利益剰余金72億3,500万円ほどについて。

これは、先ほどの で説明しました固定資産の償却制度の見直しにより、みなし償却を行っていなかった場合、過去の減価償却に見合う補助金等の分が、移行処理時に未処分利益剰余金として計上されるということになりました。

この利益剰余金についても、制度改正により、会計処理により算出されたものでありまして、資金的な裏づけはなく、補填財源になり得るものではございません。

裏面をお願いしたいと思います。

今回の処理では、資本剰余金は固定資産と財源のひもつけを行いまして、将来に収益化していく分は繰り延べ収益へ、これまでの過去の分については未処分利益剰余金へ振りかえられることになりましたけれども、対象資産が除却等により存在しない場合とか、減価償却を伴わない土地などについては、そのまま資本剰余金として残すということになりました。

の組み入れ資本金制度の廃止に伴う積立金振りかえ後の未処分利益剰余金についてでござ

ざいますけれども、これも今回の制度改正の一つですが、組み入れ資本金制度というものが廃止になりました。建設改良積立金を取り崩した場合というのは、従来は直接資本金に組み入れることができましたけれども、今回の改正で直接資本金に組み入れることはできず、未処分利益剰余金に一旦振りかえる処理を行うことになります。

続きまして、(2)の処分の考え方でございますけれども、現金を伴わない利益剰余金というのは、先ほども申しましたけれども、資本的収支の不足額を補填する財源とはなり得ないため、どのように処分するかを決定していくことになります。

可児市としては、今後の人口減少、施設の更新とか耐震化計画、さらに今後の施設の規模、企業債の状況、さらには財政計画などを踏まえた長期的な視点で、安定的経営を確保できる処分方針としたいと考えております。

そこで、処分方法としましては3つの方法が考えられます。

1つは自己資本金に組み入れる。

未処分利益剰余金は現金の裏づけがあるものだけが残り、現金の裏づけのないものについては維持すべき資本として整理されます。

2つ目は、将来の費用・損失に充てるための利益積立金に積み立てる。

この場合も、未処分利益剰余金には現金の裏づけがあるものだけが残り、将来の欠損の補填に充てることができます。

3つ目は、未処分利益剰余金のまま繰り越していき、将来の欠損の補填に充てることのできるという3つの方法があります。

今後のスケジュールとしまして、今回の会計制度見直しで発生する未処分利益剰余金等の処分については、議会の議決が必要となります。制度改正により、この平成26年度決算で初めて長期前受け金戻入を含む利益が発生しまして、その処分を行うことから、処分方針を決定し、平成27年9月の議会に決算認定とあわせて処分議案を提出する予定でございます。

今後、9月議会に提案していくこととなりますけれども、大幅な制度改正によるものでありますので、事前に制度概要を改めて説明させていただきました。ありがとうございました。

委員長（伊藤 壽君） それでは、報告に対する質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

執行部の方は退席をしていただいて結構でございます。ありがとうございました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時34分

再開 午前9時35分

委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、協議事項、次期議会への引き継ぎ事項を議題といたします。

改選後の予算決算委員会に対して引き継ぐべき課題などがありましたら、お願いをいたします。委員長、副委員長でそれを取りまとめまして、議会運営委員会に報告を行ってまいります。

それでは、よろしく願いいたします。引き継ぎ事項、何かございませんか。

副委員長（板津博之君） 昨年も出ていたかとは思いますが、決算の場合は分科会を行って提言を出すということになっていきますけれども、予算の場合、なかなか提言というのは難しいという御意見もあったかと思えます。

それで、例えば、子どものいじめの防止に関する条例の場合は、附帯決議をつけて、根拠条例をつくりなさいということ意見を提出したんですけども、毎回そのように、議案というか、場合がないということも考えると、今後、いわゆる自由討議をした後の取りまとめというのをどういうふうに進めていくかというのは、次期の予算決算委員会の中でしっかり決めていかなきゃいけないのかなというふうに思います。

委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないようですので、ただいま板津委員から発言がありました提言や附帯決議などに関する自由討議やそのまとめ方について、次期議会に引き続き課題として、議会運営委員会に報告させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

ほかにございましたら、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、これで予算決算委員会を終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前9時38分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年 6 月10日

可児市予算決算委員会委員長